

かかりつけ医機能報告制度の概要

《18分》

※本文中に記載のない限り、2025年2月1日時点の情報に基づいて作成しています。

なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

<研修テーマの背景>

2025年4月から、かかりつけ医機能報告制度が施行されます。かかりつけ医機能については、日本医師会と四病院団体協議会の合同提言が広く知られており、診療報酬でも既に評価されていますが、今回の制度は、今後の高齢者の医療ニーズ等に対応するためには、地域医療構想や地域包括ケアの取り組みとともに、かかりつけ医機能が発揮される制度の整備が必要との考えから創設されました。

研修目的

かかりつけ医機能に対する考え方や他施設との役割分担、連携状況について担当施設の先生方に質問してみる



そのために…

- ・かかりつけ医機能報告制度の内容を理解する
- ・今後のスケジュールを把握する



報告に向けて自院の機能の確認は進められていますか？

2025年4月から、かかりつけ医機能報告制度が施行されます。かかりつけ医機能については、日本医師会と四病院団体協議会の合同提言が広く知られており、診療報酬でも既に評価されていますが、今回の制度は、今後の高齢者の医療ニーズ等に対応するためには、地域医療構想や地域包括ケアの取り組みとともに、かかりつけ医機能が発揮される制度の整備が必要との考えから創設されました。

今回の研修では、かかりつけ医機能に対する考え方や他施設との役割分担、連携状況について担当施設の先生方に質問してみることを目的とします。

そのために、制度の内容や今後のスケジュールを理解しておきましょう。

1.概要

- ・ 制度創設の背景と目的
- ・ 制度の全体像
- ・ かかりつけ医機能の報告
 - ① 報告の流れ
 - ② 1号機能
 - ③ 2号機能
- ・ 都道府県による2号機能の確認・公表
- ・ 地域の協議の場におけるかかりつけ医機能確保の方策検討
- ・ 地域の協議の場の立ち上げ等のポイント
- ・ かかりつけ医機能報告のスケジュール



2.その他

- ・ 医療機能情報提供制度の概要
- ・ 2号機能報告医療機関に対する努力義務



はじめに、制度の概要について紹介します。

【1.概要】制度創設の背景と目的

ニーズやマンパワーの変化に対応するため、医療機関等が連携してかかりつけ医機能を確保

背景

2040年を見据えた体制整備

医療ニーズの上昇

85歳以上人口の増加 → ・複数の慢性疾患への対応
・医療・介護の複合ニーズ **UP**

マンパワーの低下

現在よりも多くの人材が必要 ← 生産年齢人口の急減
⇒人材確保が困難 **DOWN**

【2025年→2040年の年齢区分別人口変化の状況】

	年齢区分別人口の変化率の平均値		大都市型： 人口100万人以上又は 人口密度2,000人/km ² 以上 地方都市型： 人口20万人以上又は 人口10万～20万人かつ 人口密度200人/km ² 以上 過疎地域型：上記以外
	生産年齢人口	高齢人口	
大都市型	-11.9%	17.2%	
地方都市型	-19.1%	2.4%	
過疎地域型	-28.4%	-12.2%	

※厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会」資料

目的

変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」へ

医療機関等が機能や専門性に依拠して連携

効率的に質の高い医療を提供

地域で必要なかかりつけ医機能を確保

医療機関の報告内容を公表

国民・患者がニーズに応じたかかりつけ医療機関
を適切に選択できる仕組みを強化



制度創設の背景と目的についてです。

◆背景

近年の医療政策は、2040年ごろを見据えて体制整備が進められており、かかりつけ医機能報告制度も例外ではありません。背景には、人口構造の変化に伴う医療ニーズとマンパワーの変化があります。医療ニーズについては、85歳以上の人口が増加し、複数の慢性疾患への対応や医療と介護の複合ニーズが高まります。それにより、現在よりも多くの人材が必要になるものの、マンパワーについては、生産年齢人口が急減することで、人材確保が困難になることが見込まれています。加えて、人口構造の変化は、スライドの表にあるように、地域によって大きく異なります。

◆目的

かかりつけ医機能報告制度は、こうした変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するために地域ごとに医療機関等が機能や専門性に依拠して連携することで、効率的に質の高い医療を提供するとともに、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することを目的としています。併せて、医療機関から報告された内容を公表することにより、国民や患者がニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できる仕組みを強化する狙いもあります。

対象医療機関がかかりつけ医機能を報告し、都道府県が公表



株式会社メディカル・リード

5

かかりつけ医機能報告制度の全体像を紹介します。

この制度は、慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要な機能について、医療機関が都道府県に報告するとともに、医療機関の機能を“見える化”することで地域に必要なかかりつけ医機能の確保につなげるもので、具体的には下記のような仕組みになっています。

◆報告対象（義務）

特定機能病院以外の病院及び診療所（医科のみ）

◆全体の流れ

ポイントとしては、(1) の医療機関からの報告が2段階になっていることや、(3)・(4) の都道府県による報告内容の確認・公表、(6) の地域の協議の場におけるかかりつけ医機能確保のための方策の検討が挙げられます。

(1) かかりつけ医機能の報告（医療機関）

《主な報告内容》

① 1号機能（第1段階：対象医療機関全て）

継続的な医療が必要な患者に対するかかりつけ医機能の有無・内容

② 2号機能（第2段階：1号機能を有する医療機関のみ）

時間外診療、入退院支援、在宅医療等の有無・内容

(2) 1号機能の報告内容の公表（都道府県）

(3) 2号機能の報告内容の確認（都道府県）

(4) 2号機能の確認結果の公表（都道府県）

(5) 地域の協議の場への2号機能の確認結果の報告（都道府県）

(6) かかりつけ医機能確保のための方策の検討（地域の協議の場）

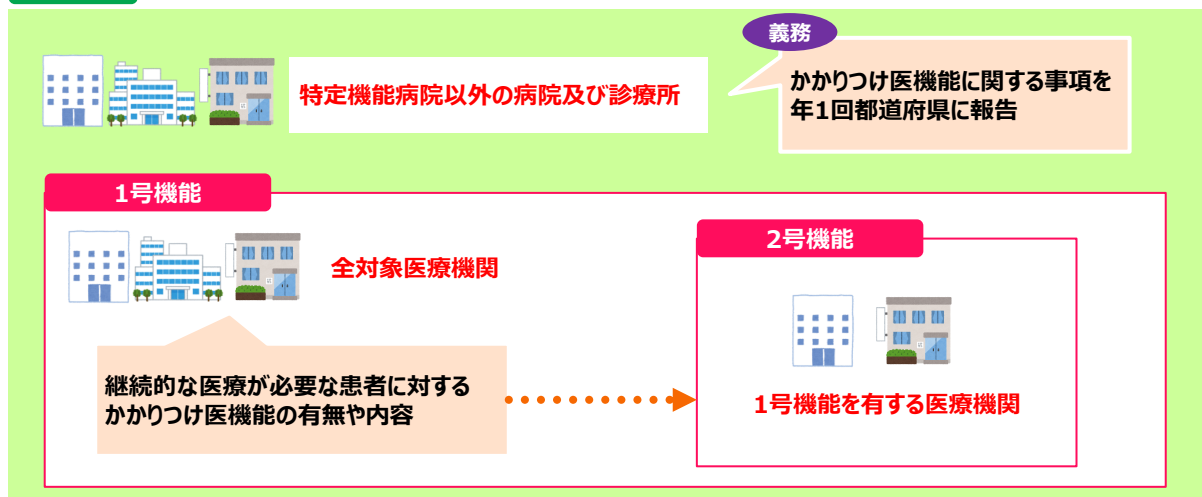
(7) 協議結果の公表（都道府県）

次のスライドから、ポイントに挙げた (1)、(3)、(4)、(6) を中心に具体的な内容を紹介します。

【1.概要】かかりつけ医機能の報告 ①報告の流れ

全対象医療機関が1号機能を報告し、1号機能を有する医療機関のみが2号機能を報告

報告対象



株式会社メディカル・リード

6

まず、全体の流れの(1) 医療機関によるかかりつけ医機能の報告についてです。

前述した通り、報告対象は特定機能病院以外の病院及び診療所で、年1回都道府県にかかりつけ医機能に関する事項を報告することが義務付けられます。

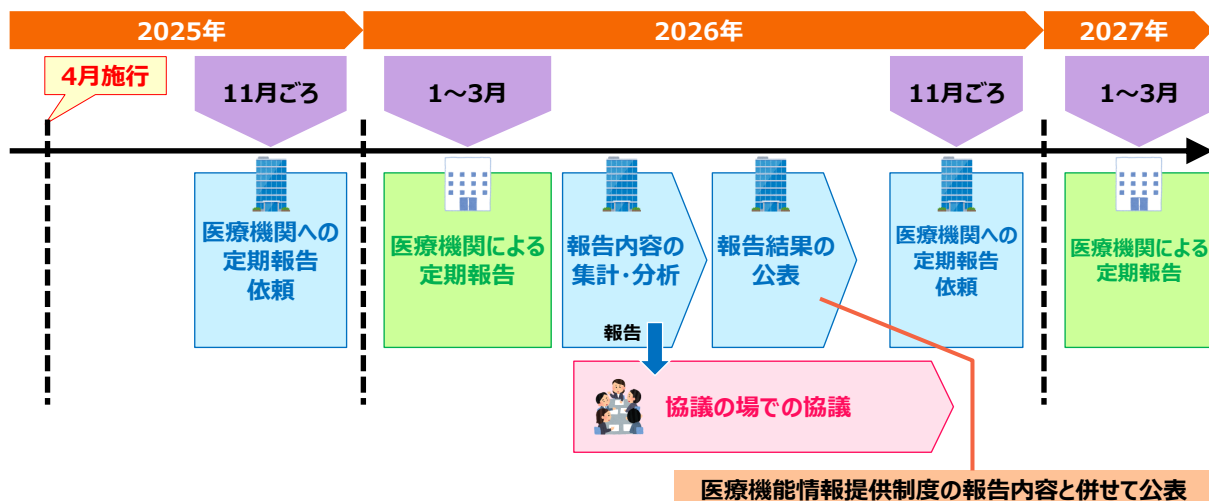
報告事項は、1号機能と2号機能に分かれており、1号機能は対象医療機関の全てが報告しますが、2号機能は「1号機能を有する医療機関」のみが報告を行います。

1号機能については、継続的な医療が必要な患者に対するかかりつけ医機能の有無や内容を報告することになっており、次のスライドで詳しく紹介します。

【1.概要】かかりつけ医機能報告のスケジュール

社内研修用資料
【社外秘】

毎年1～3月に対象医療機関が報告し、4月以降に公表



※厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度に係る第1回自治体向け説明会」資料を改変

株式会社メディカル・リード

12

かかりつけ医機能報告の今後のスケジュールです。

制度は2025年4月に施行されますが、対象医療機関が初回の報告を行うのは、2026年1～3月になります。

報告のサイクルは、毎年11月ごろに医療機関に報告依頼が行われ、翌年1～3月に報告、その後、都道府県が報告内容の集計・分析を行い公表するという流れになっています。協議の場での協議も報告後に実施される予定です。

従って、初回の報告結果が公表されるのは2026年4月以降となり、既存の医療機能情報提供制度の報告結果と併せて公表されます。

1.概要

- ・ 制度創設の背景と目的
- ・ 制度の全体像
- ・ かかりつけ医機能の報告
 - ① 報告の流れ
 - ② 1号機能
 - ③ 2号機能
- ・ 都道府県による2号機能の確認・公表
- ・ 地域の協議の場におけるかかりつけ医機能確保の方策検討
- ・ 地域の協議の場の立ち上げ等のポイント
- ・ かかりつけ医機能報告のスケジュール

2.その他

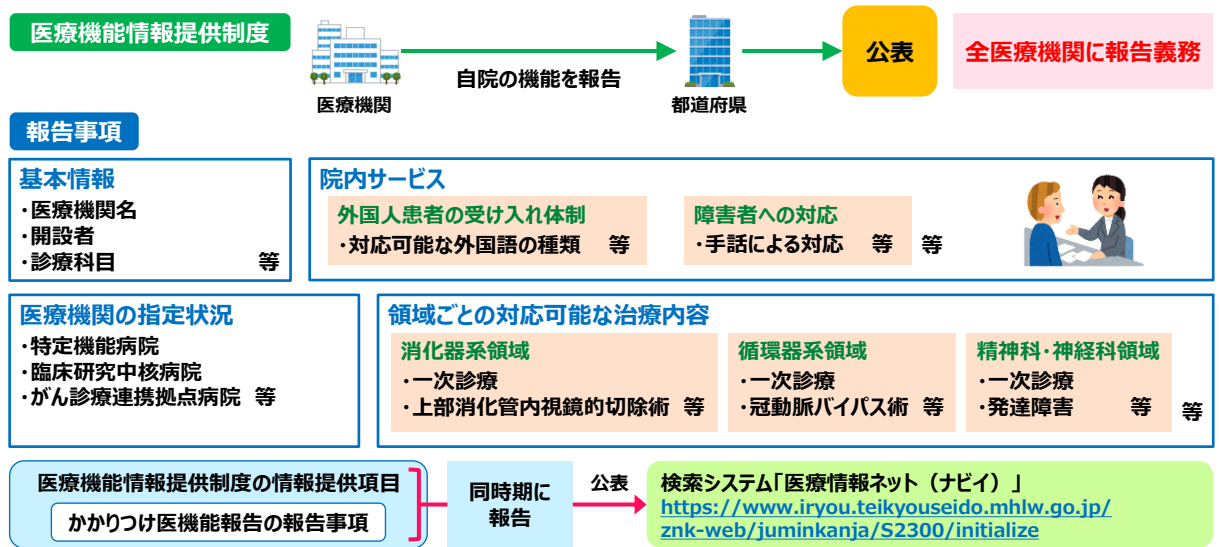
- ・ 医療機能情報提供制度の概要
- ・ 2号機能報告医療機関に対する努力義務



次に、かかりつけ医機能報告に関する医療機能情報提供制度や、医療法に新たに定められた規定について紹介します。

【2.その他】医療機能情報提供制度の概要

全医療機関に院内サービス、指定状況、対応可能な治療内容等の報告を義務付け



株式会社メディカル・リード

14

まず、かかりつけ医機能報告の報告内容の公表に関係する医療機能情報提供制度について紹介します。

医療機能情報提供制度も基本的な仕組みはかかりつけ医機能報告制度と同じで、医療機関が都道府県に自院の機能を報告し、都道府県が報告内容を公表する制度です。2006年に導入されており、全ての医療機関に報告が義務付けられています。

この制度では、医療機関の名称や開設者、診療科目等の基本情報をはじめ、外国人患者の受け入れ体制や障害者への対応等の院内サービス、「特定機能病院」「臨床研究中核病院」「がん診療連携拠点病院」等の国が制度化している医療機関の指定状況、領域ごとの対応可能な治療内容等、多岐にわたる施設情報を報告することになっています。

かかりつけ医機能報告の報告事項も、医療機能情報提供制度の情報提供項目として位置付けられるため、両制度の報告は同時期に実施されます。報告内容については、「医療情報ネット（ナビ）」という全国統一的な検索システムで公表され、国民や患者が自身のニーズに応じた医療機関を選択できる仕組みとなっています。

① 特定機能病院以外の医療機関に報告を義務化

② 2号機能は都道府県の確認を経て公表

③ 地域の協議の場でもかかりつけ医機能確保のための方策を検討

① 特定機能病院以外の医療機関に報告を義務化

かかりつけ医機能報告制度は、85歳以上の人口が増加し、複数の慢性疾患への対応や医療と介護の複合ニーズが高まる2040年ごろを見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度の整備が必要との考えから創設されました。報告対象は特定機能病院以外の病院と診療所で、毎年都道府県にかかりつけ医機能として定められた事項を報告します。報告結果は、「医療情報ネット（ナビイ）」という全国統一的な検索システムを通じて公表され、併せて地域の協議の場にも提供されます。

② 2号機能は都道府県の確認を経て公表

医療機関の報告事項は、1号機能と2号機能に分かれており、まず1号機能として、発生頻度が高い疾患に係る診療や生活背景を把握した上での診療・保健指導、患者からの相談応需等を報告します。1号機能の報告事項全てを「可」と報告した医療機関は「1号機能を有する医療機関」とされ、当該医療機関のみが2号機能の報告を行う仕組みになっています。いずれの機能も都道府県によって公表されますが、1号機能は医療機関の報告内容がそのまま公表されるのに対し、2号機能は、医療機関が「機能あり」とした機能の実態を都道府県が確認し、確認できた機能のみが公表されます。

③ 地域の協議の場でもかかりつけ医機能確保のための方策を検討

2号機能については、都道府県の確認後に地域の協議の場にも報告され、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的な方策が検討されます。協議の場については、地域医療構想調整会議等、既存の会議体の活用が可能で、厚生労働省は、協議の目的・内容に応じたキーパーソンに参加を求めることが、協議の円滑な進行のポイントだとしています。

地域で必要な医療機能を確保するために、医療機関が都道府県にかかりつけ医機能を報告するかかりつけ医機能報告制度の創設は、患者の受療行動や医療・介護の連携体制等に影響を及ぼすことが予想されます。

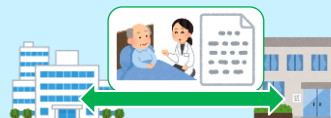
医療機関の役割分担の進展

患者が診療領域や疾患等に応じて適切に受診先を選択
→ 紹介中心の医療機関とかかりつけ医療機関の役割分担が進展



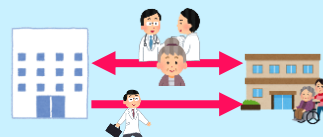
医療機関間の情報共有・連携体制の強化

協議の場で地域の課題と対応策を検討
→ リストやルール作成等、情報共有や連携がより強固に



介護保険施設等と連携する医療機関の増加

2号機能として介護サービス等との連携状況を報告
→ 施設入所者への入退院支援や往診、地域ケア会議への参加等が進む



株式会社メディカル・リード

18

地域で必要な医療機能を確保するために、医療機関が都道府県にかかりつけ医機能を報告するかかりつけ医機能報告制度の創設は、患者の受療行動や医療・介護の連携体制等に影響を及ぼすことが予想されます。

◆医療機関の役割分担の進展

各医療機関の一次診療が可能な診療領域や疾患、かかりつけ医機能への取り組み状況等が公表されることで、患者が適切な受診先を選択できるようになり、紹介患者を中心とする医療機関とかかりつけ医療機関の役割分担が進む可能性があります。

◆医療機関間の情報共有・連携体制の強化

医療機関からの報告を基に、協議の場で地域の課題と対応策が検討された結果、地域で在宅患者のリストや入退院支援の共通ルールが作成される等、医療機関間の情報共有・連携がより強固になるかもしれません。

◆介護保険施設等と連携する医療機関の増加

2号機能には介護サービス等との連携が含まれていることから、施設入所者への入退院支援や往診、地域ケア会議への参加等を積極的に行う医療機関が増える可能性があります。

担当施設の先生に、かかりつけ医機能報告の開始に向けた準備の状況や地域の医療提供体制の課題等について伺ってみてはいかがでしょうか。

- ① 2026年から、自院のかかりつけ医機能を報告する必要がありますが（特定機能病院を除く）、報告内容に沿った機能の確認等、準備はされていますか。
- ② 病床機能報告や外来機能報告等に加えて、かかりつけ医機能報告が始まることにより、事務作業の増加等といった負担はあるのでしょうか。
- ③ かかりつけ医機能報告では、1号機能としてかかりつけ医機能に関する研修の修了者や総合診療専門医の有無を報告することになっていますが、貴院にはこうした先生はいらっしゃいますか。また、先生方に研修受講を勧める予定等はあるのでしょうか。
- ④ 当地域のかかりつけ医機能の確保状況について、課題を感じることはありますか。それはどのようなことでしょうか。
- ⑤ 2号機能（時間外診療や入退院時支援の実施状況等）を報告した医療機関は、患者さんの希望に応じて書面やメールで治療計画等を説明することが努力義務となるようですが、貴院では様式等を作成する予定はありますか。
- ⑥ かかりつけ医機能報告の報告内容は「ナビイ」という厚生労働省の検索サイトで公表されるそうですが、先生はご覧になったことはありますか。また、貴院に来院する患者さんが活用されているような印象はありますか。

スライドは、研修内容を活用するための質問例です。

担当施設の先生に、かかりつけ医機能報告の開始に向けた準備の状況や地域の医療提供体制の課題等について伺ってみてはいかがでしょうか。